

～ 国際研修 ～

第 28 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

横 山 幸 俊

1 はじめに

国際協力部では、2008年6月23日から同年7月4日までの間、第28回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は添付の資料のとおり）。

研修員は、ベトナム社会主義共和国の最高人民検察院次長検事¹ズオン・ティン・ビェウ氏を団長とする人民検察院関係者から選出された研修員10名であり、研修員の詳細については、後記2(4)のとおりである。

なお、この場をお借りして関係各位に深く謝意を表したい。

2 本研修実施の背景・目的

(1) 本研修実施に至る経緯

ベトナムは、1987年のドイモイ（刷新）政策の開始以来、経済開放政策の推進とともに、これを支える法制度の整備を進めてきた。

1990年代後半に入ると、基本的な法制度、法執行能力の脆弱さが強く意識されるようになり、ベトナムは、日本をはじめとする諸外国及び国際機関の支援を受けて法制度整備に乗り出した。

2002年には、国連開発計画（UNDP）を中心とした、国際機関、各国の支援組織の援助の下、ベトナム法制度の欠点を洗い出す大規模な調査（Legal Needs Assessment - “LNA”）が実施された。その調査の結果を基に、2005年には、ベトナム共産党中央委員会政治局第48号・第49号決議として、2020年までにベトナムの法・司法制度を全面的に近代化することを目標に掲げた「法制度整備戦略（Legal System Development Strategy - “LSDS”）」及び「司法改革戦略（Judicial Reform Strategy - “JRS”）」が打ち出されるに至った。

現在、これらの戦略に基づき、法制度・司法制度分野での改革が進められている。

このような改革の中で、ベトナムの検察院は市場経済化と国際社会への統合に伴って犯罪件数が不可避免的に増大し、かつ、個々の犯罪が組織化、巧妙化しつつあることに対処しようとしているとみられる。そして、ベトナムの検察院は、従前の国家監察機関から、刑事訴追機関としての機能に重点を置いた態勢に移行していこうとしているとみ

¹ ベトナムにおいては、次長検事が複数名存在する。

られる。

そして、ベトナムの検察院を統括する最高人民検察院には、刑事政策の立案能力の強化とともに、全国の検察院の後方支援の役割、すなわち、各地の検察院が、適正・迅速な訴追によって犯罪を防圧する機能を十分に発揮していくための、組織的な体制を整備することが要求されている。

日本の法務省は、1994年以來、ベトナムに対する法整備支援を実施してきたところ、当部は、現在、JICAと協力して、「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月から4年間）の中で、各種の研修などを実施している。

そして、本研修は、ベトナム最高人民検察院の要請を受けて実施したものである。すなわち、刑事政策立案の中心的機関であり、刑事関連諸法の起草担当機関でもある同検察院が、自らの能力強化と全国の検察院の指導・後方支援機関として機能することを目指してその設立を企図している、最高人民検察院「犯罪学研究センター」の設立準備作業について技術的支援を行うため、本研修は実施された。

(2) ベトナム最高人民検察院「犯罪学研究センター」の設立について

ベトナム最高人民検察院「犯罪学研究センター」は、最高人民検察院のシンクタンクとして、犯罪学の研究、刑事統計の整備、犯罪情勢分析・予測及びこれを基にしたベトナム版「犯罪白書」の公刊に加え、経済開放政策と国際社会への統合に伴って増大しつつある、あるいは、防圧の必要性の特に高い、経済犯罪や汚職犯罪などの特定の犯罪のメカニズムの研究などをその任務とすることが予定されている。

しかし、ベトナムにおいては、犯罪学研究や刑事統計分析の分野は未発達と言わざるを得ず、これを専門に取り扱う国家機関は存在しなかった。

したがって、そのような機関の運営や研究活動のノウハウもほとんど蓄積していなかった。

そのため、最高人民検察院は、研修員を日本に派遣し、手本となるべき日本の機関、特に法務省法務総合研究所などの機関を見学するとともに、日本の犯罪学・刑事政策の専門家から講義を受けるなどして、この種のシンクタンク機関のあるべき姿を学びたいとしたのである。

(3) 本研修の目的

本研修は、研修員が、法務総合研究所をはじめとする日本の犯罪学・刑事政策の研究機関を訪問し、見学、講義、意見交換等を通じてその組織・研究手法等に加え、犯罪白書公刊の実際につき学ぶほか、犯罪学・刑事政策の専門家から講義を受け、犯罪学研究の手法、刑事統計データの集積・分析方法等について知識を習得することによって、ベトナム最高人民検察院「犯罪学研究センター」の設立に寄与することを目的とした。

(4) 研修員について

前記研修の背景・目的から、研修員には、主として、最高人民検察院において、「犯罪学研究センター」の設立に携わる検察院職員が選定された。

研修員は、以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ① 最高人民検察院次長検事 | ズオン・タイン・ビェウ氏 |
| ② ナム・ディン省人民検察院検事正 | ヴ・スアン・チュオン氏 |
| ③ ハ・ティン省人民検察院次席検事 | グエン・ヴァン・ティエン氏 |
| ④ ロン・アン省人民検察院次席検事 | グエン・ティエン・ギエップ氏 |
| ⑤ 最高人民検察院犯罪学・犯罪統計部副部長 | ディン・ヴァン・ヒエン氏 |
| ⑥ 最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部検事 | チュオン・ミン・マイン氏 |
| ⑦ 最高人民検察院ハノイ控訴審訴追・監督部検事 | グエン・コン・ドン氏 |
| ⑧ 最高人民検察院検察理論研究所調査・法制課長 | グエン・ゴック・カイン氏 |
| ⑨ 最高人民検察院国際協力部法律専門官 | ヴ・ティ・ハイ・イエン氏 |
| ⑩ 最高人民検察院検察理論研究所法律専門官 | グエン・スアン・ハー氏 |

3 本研修の概要

(1) 本研修日程の方針

研修日程としては、第1に、日本において、犯罪統計・犯罪学研究が刑事政策・刑事立法にいかん役立っているかを確認して、犯罪統計・犯罪学研究の重要性を明確にすること、第2に、ベトナムにおける、犯罪統計・犯罪学研究の現状の報告により、その現状を把握すること、第3に、日本における犯罪統計・犯罪学研究の現況を呈示すること、第4に、日本の刑事裁判の運用の実際を見聞すること、第5に、日本の警察、検察等による刑事政策にかかる諸措置の実際を呈示することを基本的な方針とした。

なお、具体的な日程は、添付の資料を参照されたい。

(2) 日本側からの情報提供及び質疑応答について

ア 講義

- ① 法務総合研究所総務企画部付による講義「法務総合研究所の機構と役割」に際して、研究・研修・国際協力といった業務についての説明に対し、研修員から、その研究部等にいかんして適性のある人材を確保するのか、法務総合研究所がいかんして他の法務・検察の組織に有効な役割を有しているかといった質問が寄せられ、法務総合研究所側から、検事等の法務・検察の職員の中から適性のある職員が任用されていること、研修が実務に役立つことはもとより、研究成果も書籍等にまとめられて実務に活かされていることなどが説明され、研修員に法務総合研究所の実務に対する役割の概略が示された。
- ② 法務省刑事局付による講義「刑事統計と立法」においては、自動車運転過失致死傷罪立法における刑事統計の活用例などの説明に対し、研修員から、各種機関による統計が相互に矛盾する場合にどの統計を基にするのか、統計のどの部分に着目し

て立法がなされるのかといった質問が寄せられ、講師側から、まずもって、各種機関による統計が相互に矛盾していないことが前提であることなどが説明され、統計の正確性が重要であること、それを基に立法に役立ちうることなどが示された。

- ③ 法務総合研究所研究官による講義「犯罪白書について」においては、刑事統計の資料収集、調査・分析等の作業について説明がなされ、研修員に犯罪白書の作業工程等が示された。
- ④ 科学警察研究所犯罪行動科学部による講義「効果的な犯罪予防のためのマッピング及び分析」等においては、コンピューター地図を用いた犯罪情勢分析などが説明され、犯罪予防の手法等が示された。
- ⑤ 慶應義塾大学法科大学院太田達也教授に「刑事政策・犯罪学の手法と実践」についての講義、桐蔭横浜大学法学部法律学科河合幹雄教授に「刑事統計の分析と犯罪情勢の予測」についての講義を行っていただいた。

太田教授の講義については、研修員から、日本の再犯率についての年齢層に関する質問などがなされ、太田教授から、高齢者の再犯が問題となっていることなどが説明された。また、河合教授の講義については、研修員から、ベトナムで汚職事件の関心が高いことから、日本における摘発状況についての質問などがなされ、河合教授から、日本の状況についての説明がなされた。



- ⑥ 当職による講義「検察と警察の刑事政策における関係」においては、日本の刑事司法における、検察と警察の刑事政策における関係全般における関係について説明を行い、研修員から、実際の捜査における警察と検察の関係、検察審査会の機能などについて質問がなされ、当職等から、研修員に説明がなされた。

イ 意見交換会

研修員と法務総合研究所との意見交換会においては、研修員から、「ベトナムにおける犯罪学及び犯罪統計の現況について」及び「ベトナム最高人民検察院犯罪学研究センターの構想」と題する発表が行われた。

上記発表によれば、ベトナムでは、従来、公安（警察）、検察院、裁判所で刑事統計に食い違いが見られていたところ、現在、検察院がその統一に向けて取りまとめを進めている。

また、ベトナムでは、従来、国家レベルでの犯罪学研究機関が存在しなかったところ、2012年までに最高人民検察院の検察理論研究所に所属する犯罪学研究センターを設立し、2012年以降、最高人民検察院に直属する犯罪学研究センターを設立するという段階的な設立が計画されている。



前記発表に引き続き、「犯罪学研究センターの在り方」（刑事統計、社会情勢の分析とその刑事政策への活用、研究の実務への還元）についての意見交換が、研修員と法務総合研究所との間で行われた。

上記の刑事統計を統一的に取りまとめる手法として、法務総合研究所側から、日本で行われている、事件を受理から処理まで事件番号で把握することが刑事統計を統一的に把握することに役立つという意見が出されるなどした。

また、研修員からの、なぜ、日本では、研究部と研修部が法務総合研究所内に所属しているのかといった質問に関連して、法務総合研究所側から、研究と実務教育が同じ機関で行われていると、情報が共有される利点があるという意見が出されるなどした。

さらに、研修員と研究部との日越刑事政策意見交換会においては、研究部における調査・研究手法について意見交換が行われた。

4 所感

上記3(1)の方針で編成された本研修日程は、当初、全体的にやや過密かもしれないという危惧があった。

すなわち、法務総合研究所の機構と役割、刑事統計と立法との関係、犯罪白書の作成手法、科学警察研究所における研究手法、刑事政策・犯罪学の手法と実践、刑事統計の分析と犯罪情勢の予測など、我が国の法律実務家としても普段、それほどなじみのない事項を10日間程度で研修するという事は過密な日程かもしれないと思われた。

しかし、研修員の本研修における、犯罪統計・犯罪学研究の手法の習得に向けた熱意がその危惧を忘れさせてくれた。

また、初めての主任教官としての研修で無我夢中であった当職にとって、その不安を考えている余裕はなかった。

いずれにしても、終わってみると、あっという間という感覚であった。

研修員は、総じて熱心であり、講義後には必ず質問があった。研修当初の講義から、質問が多数に及び、質問時間を最低30分は確保する必要が感ぜられた。

そこで、以後、できる限り、質問時間を1時間程度確保することとし、講師の方には無

理を言って講義の時間を短縮していただいた。

研修員は、休み時間には、団長であるビェウ次長検事を中心にして集まり、質問すべき事項について整理していた風であり、質問時間になると、整然とした質問を行っていた。

上記のような状況から、研修員が本研修において、知見を広められたものと確信している。

必ずや、ベトナムにおいて、立派な「犯罪学研究センター」が設立され、ベトナムにおいて、犯罪統計・犯罪学研究が進展することと思う。

本研修にご協力していただいた方々から、研修員に対して、「犯罪学研究センター」設立後に、同センターにおいて、意見交換会を行いましょうといった御意見が寄せられたことは、当職もまた我が意を得た思いである。

5 おわりに

本研修は、ベトナム最高人民検察院犯罪学研究センター設立に向けて、参考となりうる我が国の法務総合研究所、我が国における刑事統計の活用状況、犯罪学研究の状況等についての講義、意見交換等により行われたところ、既に述べたとおり、研修員は「犯罪学研究センター」の設立に向けて熱意をもって研修に取り組み、所期の目的を達成した。

改めて、本研修にご協力いただいた関係各位に深く謝意を表したい。

第28回ベトナム法整備支援研修日程表

| 月 日 | 曜日 | 10:00 12:30 | 14:00 17:00 |
|--------------|----|---|---|
| 6 / 23 | 月 | 研修員日本着 | 14:00～16:00 JICA プリーフィング 16:00～17:00 ICCLC, ICD オリエンテーション 財団事務局, 教官等 |
| 6 / 24 | 火 | 10:00～ 稲葉部長あいさつ 10:15～ 講義「法務総合研究所の機構と役割(その1)」 法総研総務企画部 木下部付 | 12:40～13:40 講義「法務総合研究所の機構と役割(その2)」 法総研所長主催 意見交換会 (16:00～赤れんが棟庁内見学) 総務企画部 木下部付 |
| 6 / 25 | 水 | 講義「刑事統計と立法」 法務省刑事局 江口局付 | 講義「犯罪白書について」 法総研研究部 作原研究官 |
| 6 / 26 | 木 | 10:10～ 法務大臣表敬 10:35～ 事務次官表敬 11:00～ 検事総長表敬 (移動時間) | 科学警察研究所訪問及び講義 科学警察研究所 犯罪行動科学部 原田部長 同部少年研究室 小林室長 同部捜査支援研究室 渡邊室長 |
| 6 / 27 | 金 | 法務総合研究所との意見交換会 | 法務総合研究所との意見交換会 |
| 6 / 28 | 土 | | |
| 6 / 29 | 日 | | |
| 6 / 30 | 月 | 講義「刑事政策・犯罪学の手法と実践」 慶應義塾大学法科大学院 太田達也教授 | 講義「刑事政策・犯罪学の手法と実践」 慶應義塾大学法科大学院 太田達也教授 |
| 7 / 1 | 火 | 講義「刑事統計の分析と犯罪情勢の予測」 桐蔭横浜大学法学部法律学科 河合幹雄教授 | 講義「刑事統計の分析と犯罪情勢の予測」 桐蔭横浜大学法学部法律学科 河合幹雄教授 |
| 7 / 2 | 水 | 東京地方裁判所見学(法廷傍聴) (9:45～11:45) | 日越刑事政策意見交換会(兼浦安総合センター見学) 法務総合研究所 城研究部長 |
| 7 / 3 | 木 | 講義「検察と警察の刑事政策における関係」 法総研国際協力部 横山教官 | 明治大学博物館見学 17:00～17:15 JICA 東南アジア 第一部・第二部 部長表敬 |
| 7 / 4 | 金 | 総括質疑応答 (10:00～11:00) 協議(11:00～12:30) 現地専門家, 法総研教官, JICA 担当者, 研修員 | 14:00～15:00 評価会 15:00～15:30 閉講式 15:30～ 資料整理 |

* 7/5 研修員帰国